

一般財団法人愛媛社会保険協会会費規程

第1条 この法人の定款第33条の規定に基づく会費は、別表のとおりとする。

第2条 会費は、健康保険又は厚生年金保険の被保険者数（以下「被保険者数」という。）により算定した額とする。

2 前項の被保険者数は、毎年2月1日現在の数とする。ただし、新たに会員となった者は、入会の日における被保険者数によるものとする。

第3条 入会又は退会したときは、その日の属する年度の会費は、これを納付するものとする。

第4条 会費は、毎年6月末日までに納付するものとする。ただし、新たに会員となった者は、入会の日翌月末日までに納付するものとする。

第5条 会員が退会したときは、納付した会費は返還しない。

附 則

この規程は、一般財団法人へ移行の登記の日、平成25年4月1日から施行する。

別 表

被 保 険 者 数		会 費（年額）
1人から	9人まで	3,500円
10人から	19人まで	4,600円
20人から	29人まで	6,300円
30人から	49人まで	8,200円
50人から	99人まで	10,900円
100人から	299人まで	14,400円
300人から	499人まで	18,500円
500人から	999人まで	24,600円
1,000人から	1,999人まで	31,600円
2,000人以上		44,800円